

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 農林業対策の推進について</p> <p>(1) 中国産菌床をもちいて国内で生産された生しいたけに関する対応について</p> <p>本村では、中山間地の厳しい自然条件の中、気候風土に適した農林産物の産地化、高齢化や担い手不足、集落機能の低下対策など地域の課題に取り組んでいますが、一自治体では課題解決に至らない事案も山積しています。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 中国産菌床をもちいて国内で生産された生しいたけに関する対応について</p> <p>特用林産物として中山間地域の農林産業を支える「菌床栽培しいたけ」について、中国からの輸入菌床(菌糸)及び、その菌床を使用し国内で生産された生しいたけの生産量が急増している。これらの生しいたけについては、国内産と表示され市場に流通しており、本村においては実際に生産者単価が下落するなど国内産の菌床から生産された生しいたけの競争力低下が危惧されるとともに、食品としての安全性が懸念されている。このことから、県内産地の販売量や生産者単価への影響などの実態を調査のうえ、表示に対する改善や生産者支援などの対策を講じることについて、関係市町村と一丸となって国に働きかけること。</p>	<p>日本国内に輸入された菌床から発生したしいたけについては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき、原産地を表示して販売されておりますが、県による聞き取り調査によると県内においては、輸入菌床を使用したしいたけの生産及び販売事例は確認されておりません。生産者単価への影響については、平成30年度の県平均単価が前年に比べ低下していますが、生しいたけの価格は気候や市場の需要動向など様々な要因により変動することから、輸入菌床から生産されたしいたけが価格へ及ぼす影響について調査することは難しいと考えています。</p> <p>現在、林野庁では消費者庁と連携し、菌床の原産地の適切な表示方法について検討を行っているところであり、県としてはこの動向を踏まえつつ、適切な表示方法や生産者支援などの対策について必要に応じて国への働きかけを検討していきます。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B：1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 農林業対策の推進について</p> <p>(2) ツキノワグマの保護管理に係る特例捕獲許可の上限数の引き上げについて</p> <p>本村では、中山間地の厳しい自然条件の中、気候風土に適した農林産物の産地化、高齢化や担い手不足、集落機能の低下対策など地域の課題に取り組んでいますが、一自治体では課題解決に至らない事案も山積しています。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(2) ツキノワグマの保護管理に係る特例捕獲許可の上限数の引き上げについて</p> <p>ツキノワグマについては、農林業被害だけでなく、昨年9月には本村において人身被害が発生した。県では、事前頭数配分によるツキノワグマ捕獲等許可試行事務処理要領の一部が今年4月に改正され、市町村への通知が1カ月早くなるとともに、捕獲上限数が若干増えたものの、近年はツキノワグマの行動開始時期が早まる傾向にあり、早春の山菜時期からの目撃や遭遇被害の事例が県内でも多発している状況である。</p> <p>本村における捕獲のペースは6月末の時点で、平成29年8頭、平成30年7頭、令和元年12頭と急増しており、現在設定の事前配分上限数16頭では、特例適用期間(5月～10月)の前半で到達してしまい、それ以降は通常の捕獲許可手続きにより対応の遅れが懸念されることから、特例捕獲許可の上限数の引き上げについて要望する。</p> <p>また、村内でのツキノワグマ目撃情報の中で、主要地方道岩泉平井賀普代線(沿岸部)での目撃が毎年多いことから、クマの飛び出しによる衝突事故や人身被害の発生を防ぐため、道路沿いの草刈作業を適期かつ定期的を実施すること。</p>	<p>ツキノワグマは、年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、生息状況が悪化する恐れがあるため、毎年度、捕獲上限数を設定しています。</p> <p>近年の出没・被害件数の増加を踏まえ、市町村の臨機の判断による迅速な被害対応を促進するため、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可など、市町村と連携して人身被害の防止や農林業等被害の軽減に最大限努めており、本年度は、特例許可の適用期間を延長するとともに、上限数である事前配分頭数を増加したところです。</p> <p>県としては、ツキノワグマの地域個体群を長期にわたり安定的に維持しながら被害を軽減するため、これまでの捕獲の状況を踏まえながら、必要な検討を行っていきます。</p> <p>なお、従前から不測の事態により人身に対する被害が発生している場合や、人身に対する危害が切迫しており緊急を要する場合において市町村に捕獲許可の権限を委譲しています。(B)</p> <p>主要地方道岩泉平井賀普代線の草刈については、道路パトロールにより状況把握に努め、必要に応じて対応していきます。</p> <p>(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、土木部</p>	<p>A : 1 B : 1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 水産業対策の推進について</p> <p>(1) サケ種卵確保対策への支援継続について</p> <p>東日本大震災以降、水産業の復旧・復興に向けて、懸命な取り組みを進めてまいりましたが、漁業就業者の高齢化と後継者不足に加え、漁獲高が一向に回復せず、沿岸地域の生産力は減退の一途をたどっています。本県水産業の再生は、沿岸地域の復興に向けた重要課題であり、地域経済の回復に必要不可欠であります。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) サケ種卵確保対策への支援継続について</p> <p>本村の主要な魚種であるサケは、平成26年に稚魚放流を再開したが、いまだ河川への遡上数が少なく、やむを得ず、不漁により単価が高騰している海産親魚を購入し、採卵・孵化を行っている。来年度以降もサケの回帰率や遡上数が震災前の水準までの回復を見込めないことから、今後においても、サケ種卵確保対策における県の支援を継続すること。</p>	<p>震災により県内に28あったふ化場のうち21施設が被災し、平成23年から26年までの稚魚放流数が少なかったことや春先の水温上昇等によりサケ資源が減少しており、その結果その上親魚が不足し、海産親魚を利用した種卵確保が必要となっています。</p> <p>このことから、県では、確実に採卵用親魚を確保できるよう、国の事業を活用し、海産親魚の利用に係る経費の一部を支援しているところであり、令和元年度においても引き続き支援しています。</p> <p>また、国に対しては、令和2年度以降も支援が継続されるよう要望したところです。</p> <p>加えて、サケ資源の減少が北海道でも確認されていることから、稚魚の減耗要因のより広域的な調査の実施を国に要望しており、県としては引き続き、国や関係道県等と連携しながら、サケ資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B : 1</p>
<p>2 水産業対策の推進について</p> <p>(2) 放流用アワビ種苗への支援継続について</p> <p>東日本大震災以降、水産業の復旧・復興に向けて、懸命な取り組みを進めてまいりましたが、漁業就業者の高齢化と後継者不足に加え、漁獲高が一向に回復せず、沿岸地域の生産力は減退の一途をたどっています。本県水産業の再生は、沿岸地域の復興に向けた重要課題であり、地域経済の回復に必要不可欠であります。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(2) 放流用アワビ種苗への支援継続について</p> <p>津波で枯渇したアワビ資源の回復と漁業者の所得向上を図るため、平成28年より各年20万個の放流を行っているが、磯焼け等によりアワビの繁殖や単体の生育状況が悪く、今後においても、同事業の継続が不可欠である。また、種苗購入費については漁協の負担も大きいことから、放流補助事業について、資源回復の目的が立つまでは継続すること。</p>	<p>震災によりアワビ種苗生産施設が被災し、平成23年から26年まで稚貝放流数が少なかったことに加え、平成28年から平成30年においては餌となる海藻が不足し、やせた貝が多かったことから、今後も漁獲量の減少が懸念されており、資源回復に向けた対策が重要となっています。</p> <p>このため、県では、漁協を主体とする積極的な種苗放流を促進するため、国の事業を活用し、種苗購入費及び放流作業経費の一部を支援しており、国に対しては、令和2年度も支援が継続されるよう要望しているところです。</p> <p>また、放流稚貝の生残と成長を高めるため、放流後の高い生残が期待される潜水放流の普及やアワビと餌料が拮抗するウニの移殖等の餌料対策の指導を行い、アワビ資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B : 1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 水産業対策の推進について</p> <p>(3) 水産振興マスタープランの実現に向けた技術支援について</p> <p>東日本大震災以降、水産業の復旧・復興に向けて、懸命な取り組みを進めてまいりましたが、漁業就業者の高齢化と後継者不足に加え、漁獲高が一向に回復せず、沿岸地域の生産力は減退の一途をたどっています。本県水産業の再生は、沿岸地域の復興に向けた重要課題であり、地域経済の回復に必要不可欠であります。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(3) 水産振興マスタープランの実現に向けた技術支援について</p> <p>村では、平成29年度に策定した水産振興マスタープランの重点プロジェクトを実践している。秋サケ漁に依存しない水産団体の体質改善を図るべく、ナマコの海中飼育、ウニの畜養による付加価値化の取り組みを進めるとともに、トラウトの陸上養殖についても検討を進めているが、専門的な知見が必要な部分への技術指導や、販路の確保など県の重層的な支援を願いたいこと。</p>	<p>貴村が掲げる水産振興マスタープランの8つの柱は、本県水産業の復興を進めるうえでも重要な視点であると認識しています。このため、県では、貴村の水産振興マスタープランの重点プロジェクトが着実に進むよう、水産業普及指導員、水産技術センター及び内水面水産技術センターの研究職員が連携し、必要な助言や指導をしていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B : 1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 治山事業の推進について</p> <p>(1) 和野地区山腹崩壊の施業について</p> <p>本村は沿岸部に「北山崎」「鶉の巣断崖」の景勝地を持ち、「みちのく潮風トレイル」や「三陸ジオパーク」のルートとしても多くの観光客や児童生徒が訪れています。また、一次産業については、切り立った渓谷や崖を背にし、狭い平地と入り江を巧みに利用しながら、農林水産業を営んでいます。住民や観光客の安全で安心な暮らしと、往来の利便性を確保し、震災からの観光や各種産業の再生を成し遂げるため、治山事業による自然災害への対応および防災・減災の対策を行う必要があります。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 和野地区山腹崩壊の施業について</p> <p>昨年9月の大雨災害により山腹の一部崩壊が確認され、その後も崩壊が拡大したことで、県には緊急的な調査や林野庁への協議準備に向けての対応をしていただいているが、同エリアを通る村道は、被災した海岸部と国道や学校、商店街がある内陸部を結ぶ村の主要な交通路線となっており、先の東日本大震災において被災した沿岸域の住民や水産業従事者には、かなりの距離の迂回を強いている。</p> <p>また、今後の復旧においても、その崩落規模から、同村道については長期的な通行への支障が予測されることから、これからの復旧方針について、山腹崩壊斜面の復旧方法、仮設方法、工事期間、村道の全面通行止め期間等を含め、早期の通行確保が図られるよう検討を願う。</p>	<p>治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しております。</p> <p>具体的な事業実施については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。</p> <p>要望のありました地区につきましては、地質調査等を実施し、その結果を踏まえ、一部区域の工事に着手しており、残りの区域についても早期に復旧対策を進めていきます。</p> <p>今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、順次危険箇所の解消に努めていきます。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>A：1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 治山事業の推進について</p> <p>(2) 平井賀漁港、机浜漁港の山腹斜面崩壊防止対策について 本村は沿岸部に「北山崎」「鶉の巣断崖」の景勝地を持ち、「みちのく潮風トレイル」や「三陸ジオパーク」のルートとしても多くの観光客や児童生徒が訪れています。また、一次産業については、切り立った溪谷や崖を背にし、狭い平地と入り江を巧みに利用しながら、農林水産業を営んでいます。住民や観光客の安全で安心な暮らしと、往来の利便性を確保し、震災からの観光や各種産業の再生を成し遂げるため、治山事業による自然災害への対応および防災・減災の対策を行う必要があります。つきましては、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(2) 平井賀漁港、机浜漁港の山腹斜面崩壊防止対策について 両漁港に隣接した山腹斜面から落石があり、非常に危険な状況で、次の落石も予見されるなど漁業活動等に支障をきたしている。また、平井賀漁港は三陸ジオパークの貴重な白亜紀地層のジオポイント、机浜においてはサップ船クルーズの発着基地であり、観光客や野外学習の生徒の安全対策も喫緊の課題となっている。</p> <p>山腹崩壊については、漁港整備事業では限度があるため、治山事業による対策を早期に講じること。</p>	<p>治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しています。</p> <p>具体的な事業実施については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。</p> <p>要望のありました地区につきましても、現地の経過観察を継続して実施し、事業採択に係る緊急性等を見極めながら検討を進めていきます。</p> <p>今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、順次危険箇所の解消に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B：1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 道路の整備促進について</p> <p>(1) 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良整備について 災害に強い復興道路の機能を補完するとともに、地域間交流の促進、産業の活性化、地域住民生活の安心・安全を確保するため、主要地方道などの整備促進が必要不可欠です。つきましては、次の事項を実現されるよう、引き続き要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良整備について 令和2年度完成を目標に、地域連携道路整備事業で島越工区を整備していただいているが、島越工区と島越地区の集団移転地である黎明台団地の間は、急勾配・急カーブの連続で、大型バスや大型トラックのすれ違いが出来ないなど、観光面や漁業活動に支障が生じている。 これまでに多少の改良工事は行っていただいているものの、冬期間は路面凍結で危険な状態となり、スリップによる接触事故等も発生していることから、早期の改良整備を図ること。 併せて、本路線の白池地区については、漁業者等の車両通行のみならず、みちのく潮風トレイル利用者の徒歩による往来も増加していることから、越波対策および落石対策等の抜本的改良を講じること。</p>	<p>主要地方道岩泉平井賀普代線の島越工区と黎明台（れいめいだい）団地の間は、急勾配で急カーブが連続していることは認識しており、平成27年度に路肩拡幅工事を一部実施しています。 改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p> <p>白池地区の落石対策については、今年度工事に着手しており、越波対策については、今年度設計を進めております。（A）</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1 C：1
<p>5 漁港施設の整備促進について</p> <p>(1) 東防波堤の早期復旧整備について 島の越漁港は、東日本大震災により甚大な被害を受け、これまで関係各位のご努力の下、鋭意復旧工事が進められているところです。一方で、本村の復旧・復興のステージは水産業の振興に主力を注ぐ段階となってきておりますが、一部災害復旧工事の遅れにより漁業者の生産活動などに支障が生じております。つきましては、次の事項を実現されるよう、引き続き要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 東防波堤の早期復旧整備について 当該防波堤の効果により、魚市場や観光船発着施設の高波被災は免れ、堤体の嵩上舗装や橋梁の接続も完了したところであるが、防波堤に新たに耐震・耐津波対策の機能強化も求められており、一日も早く完成させること。</p>	<p>島の越漁港は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けたことから、これまで漁協等と協議・調整を行いながら、災害復旧工事等を計画的に進め、水産物の陸揚げなど漁港の機能を復旧してきているところです。 特に、東防波堤は、島の越漁港における最も重要な施設であることから、昨年5月に耐震・耐津波対策工事に着手し、8月に完成したところです。（A）</p>	沿岸広域振興局	水産部	A：1

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 漁港施設の整備促進について</p> <p>(2) 船揚場（魚市場脇）の早期復旧整備について</p> <p>島の越漁港は、東日本大震災により甚大な被害を受け、これまで関係各位のご努力の下、鋭意復旧工事が進められているところです。一方で、本村の復旧・復興のステージは水産業の振興に主力を注ぐ段階となってきておりますが、一部災害復旧工事の遅れにより漁業者の生産活動などに支障が生じております。つきましては、次の事項を実現されるよう、引き続き要望します。</p> <p>記</p> <p>(2) 船揚場（魚市場脇）の早期復旧整備について</p> <p>魚市場脇の船揚場は、磯漁業の漁船の発着場所として利用されていたが、現在、防潮堤災害復旧工事の仮設道路により船揚場が利用できないことから、早期の復旧整備を図ること。</p>	<p>魚市場脇の船揚場については、防潮堤の陸間整備に係る県道の通行を確保するため、漁業者と調整し、仮設道路として使用しています。</p> <p>防潮堤工事においては、工事着手後に山付け部の崩落対策を行う必要が生じたことや、基礎工の掘削を行った結果液状化対策を行う必要が生じたことにより、設計の見直しを行うなど不測の期間を要したところです。今後は工程見直しを図り、防潮堤工事の一層の進捗を図るため工程管理を徹底し、早期に船揚場が使用できるよう努めていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1
<p>6 海岸景観等の整備促進について</p> <p>(1) 明戸海岸の消波ブロック等の整備促進について</p> <p>本村の明戸海岸は、海洋レジャーに最適な砂浜海岸でありながら、海岸の地形や海流等の理由により、かねてから遊泳禁止となっています。一方で、平成28年度には震災遺構の明戸海岸防潮堤が、30年6月には環境省事業で明戸公園が整備され、さらには本年6月のみちのく潮風トレイルの全線開通など、観光客や住民が明戸海岸を訪れる機会が増えています。つきましては、次の事項を実現されるよう、引き続き要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 明戸海岸の消波ブロック等の整備促進について</p> <p>本村の明戸海岸について、東日本大震災の津波により消波ブロックが海中や波打ち際に散在しており、三陸海岸の風光明媚な景色が損なわれている。本村を訪れる観光客に対しても良い印象を与えず、観光誘客にも影響するものであることから、消波ブロックの移設または撤去について、十分な予算の確保と計画的な整備を実施されたいこと。</p> <p>併せて、明戸海岸沖の人工リーフの再整備を検討のうえ、海水浴や海洋レジャーのフィールドとして利用できる、海岸保全・整備を促進すること。</p>	<p>明戸地区海岸の人工リーフは、波浪の低減と砂浜の侵食防止を目的に平成3年度に事業に着手し、平成10年度に工事が完成しています。</p> <p>東日本大震災津波により人工リーフの一部（消波ブロック）が飛散したところですが、当該箇所の水深が浅く、作業台船による引上げなどができないことから、この消波ブロックの撤去方法について、これまで検討を進めてきたところです。引き続き、明戸地区の海岸保全上、最適な対策と必要な予算の確保について検討していきます。（B）</p> <p>なお、人工リーフの再整備については、現在、砂浜の侵食が確認されていない状況であることから、今後の砂浜の侵食状況等を踏まえ、その必要性について検討していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	B：1 C：1

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 観光振興に向けた国立公園内施設整備について</p> <p>(1) 北山崎園地のトイレ改修について</p> <p>令和元年を迎えた大型連休の観光入込者数は、村内各施設とも例年を大きく上回り、久々の観光景気に沸きました。</p> <p>北山崎園地では、北三陸を訪れるインバウンドの拡大と、みちのく潮風トレイル全線開通によるハイカーの需要が高まり、新たな利用者層が増加しています。</p> <p>このような中で、観光施設の管理・運営に苦慮しているため、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 北山崎園地のトイレ改修について</p> <p>北山崎園地のトイレで、老朽化により一部使用できないカ所があり、利用に支障をきたしている。インバウンド需要への対応と併せて、洋式トイレへの変更を含めた大規模改修を要望する。</p> <p>また、同園地内のビジターセンターには洋式トイレが一つもなく、インバウンド需要に対応できない状況である。観光地における受入環境の整備は、誘客にも影響するものであり、早急な洋式化を図ること。</p>	<p>自然公園等施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望のトイレの改修については、現地調査のうえ、自然環境整備計画（令和2年度～6年度）に位置付け、整備に向け取り組みます。</p> <p>また、整備に関する費用に係る十分な予算の確保についても国に要望しているところです。</p> <p>北山崎ビジターセンターは、みちのく潮風トレイルのサテライト施設に位置付けられており、機能の充実強化のための十分な予算の確保についても国に要望しているところです。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>
<p>7 観光振興に向けた国立公園内施設整備について</p> <p>(2) 北山崎園地第2展望台の修繕について</p> <p>令和元年を迎えた大型連休の観光入込者数は、村内各施設とも例年を大きく上回り、久々の観光景気に沸きました。</p> <p>北山崎園地では、北三陸を訪れるインバウンドの拡大と、みちのく潮風トレイル全線開通によるハイカーの需要が高まり、新たな利用者層が増加しています。</p> <p>このような中で、観光施設の管理・運営に苦慮しているため、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(2) 北山崎園地自然遊歩道の手すり修繕について</p> <p>北山崎園地までの自然遊歩道の第2展望台の手すりの一部で、腐朽によるぐらつきが見られる。先般、環境省宮古自然保護官事務所から更新の検討について提言を受けたところであり、観光客の安全を確保するためにも、計画的な修繕を図ること。</p>	<p>自然公園等施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望の箇所については、速やかに注意喚起の掲示を行っております。整備については、自然環境整備計画（令和2年度～6年度）に位置付け、整備に向け取り組みます。</p> <p>また、整備に要する費用に係る十分な予算の確保について国に要望していきます。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

田野畑村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 観光振興に向けた国立公園内施設整備について (3) 北山崎園地案内看板の対応について 令和元年を迎えた大型連休の観光入込者数は、村内各施設とも例年を大きく上回り、久々の観光景気に沸きました。 北山崎園地では、北三陸を訪れるインバウンドの拡大と、みちのく潮風トレイル全線開通によるハイカーの需要が高まり、新たな利用者層が増加しています。 このような中で、観光施設の管理・運営に苦慮しているため、次の事項を実現されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(3) 北山崎園地案内看板の対応について 北山崎園のトイレ付近にある案内看板（園地案内図）が老朽化しており、現況と合わない情報も一部表示されている。 現在、園地内には、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパーク等の新たな看板が設置されており、観光客が快く滞在するためにも、更新または撤去の対応を講じること。</p>	<p>自然公園等施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望の箇所については、公共予算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画（令和2年度～6年度）への位置付けについて引き続き検討していきます。 また、整備に要する費用に係る十分な予算の確保について国に要望していきます。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>